

平成 1 7 年 4 月 2 0 日

各都道府県知事 殿

総 務 事 務 次 官

平成 1 7 年度地方財政の運営について

平成 1 7 年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成 1 7 年度地方財政計画」（平成 1 7 年 2 月 8 日閣議決定、別紙 1 及び別紙 2 ）及び「平成 1 7 年度地方債計画」（平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日決定、別紙 3 ）を策定し、また、第 1 6 2 回国会において 3 月 1 8 日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 1 7 年法律第 5 号）が成立し、同月 2 5 日に公布され、また、3 月 3 0 日に「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成 1 7 年法律第 1 2 号）が成立し、同月 3 1 日に公布され、それぞれ施行されたところです。

平成 1 7 年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増があることなどにより、平成 8 年度以降 1 0 年連続して、「地方交付税法」（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、我が国経済の厳しい状況を反映して、地方税収等が低迷する一方

で、数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が急増しており、平成17年度末においては、地方債（普通会計債）残高が143兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高及び普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は205兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、我が国の景気は、依然厳しい状況にある中、民間需要主導の持続的な経済成長を図るため、構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ整合的に推進することが求められています。

このような状況の下で、地方団体が、国民の要請に応えてその機能を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方団体の創造性・自律性を高め、積極的な施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成17年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うよう通知します。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いいたします。

記

第一 財政運営の基本的事項

1 平成17年度の経済財政運営と国の予算

(1) 「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成17年1月21日閣議決定)においては、平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度は次のとおりとされている。

ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定。以下「基本方針2004」という。)に基づき、個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すため、規制、金融、税制、歳出の四分野に加え、郵政民営化、三位一体、社会保障等の構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ整合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとし、また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力を更に強化すること。なお、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこと。

イ また、このような経済財政運営の下、我が国経済は、引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれ、平成17年度の国内総生産は、511.5兆円程度、名目成長率は1.3%程度、実質成長率は1.6%程度となるものと見込まれていること。

なお、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、各地方団体においては、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

(2) 平成17年度の国の予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により、編成された。

ア 平成17年度予算編成においては、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、構造改革を一層推進するため「改革断行予算」

という基本路線を継続し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図るため、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化すること。

イ 予算配分の重点化・効率化に当たっては、活力ある社会・経済の実現に向けた次の4分野へ施策を集中し「重点強化期間」の主な改革及び経済活性化に向けた重点施策を推進するとともに、各府省は、重点課題における全ての事業予算について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行うこと。また、政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進めること。

(ア) 人間力の向上・発揮 - 教育・文化、科学技術、IT

(イ) 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

(ウ) 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

(エ) 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

ウ 財政投融资計画については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）等を適切に反映しつつ、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、民業補完の原則の下、総額の抑制及び対象事業の重点化・効率化に努めること。

エ 税制については、経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行政改革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち「平成16年度与党税制改正大綱」も踏まえ、重点強化期間内を目途に結論を得るべく、相互に関連する税制改革案の包括的かつ抜本的な検討を引き続き進めること。

また、平成17年度税制改正においては、定率減税の見直しについて、導入時の経緯や今後の経済動向等についての認識を踏まえ検討を行うこと。

(3) また、「平成17年度予算編成の基本方針」（平成16年12月3日閣議決定）においては、地方財政について、以下の方針が示されている。

ア 国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と

責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ること。

イ 三位一体の改革については「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意（「三位一体の改革について」平成16年11月26日政府・与党）（以下「政府・与党合意」という。）を踏まえ、政府一丸となって取り組み、その成果を平成17年度予算に適切に反映すること。

(4) このような方針に基づいて編成された平成17年度の一般会計予算の規模は、8兆2,829億円（前年度比7,200億円、0.1%増）で、一般歳出は、4兆7兆2,829億円（前年度比3,491億円、0.7%減）となっている。

また、財政投融资計画の規模は、1兆7兆1,518億円（前年度比3兆3,376億円、16.3%減）となっている。

2 平成17年度の地方財政計画

平成17年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定。以下「基本方針2003」という。）等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、地方財政計画を策定した。

この結果、平成17年度の地方財政計画の規模は、歳入、歳出ともに8兆3千7億6千8百77万円で、前年度に比し、1.1%の減となっている。

平成17年度の地方財政計画の概要は、次のとおりである。

- (1) 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減、所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直しその他の所要の措置を講じることとしたこと。
- (2) 地方財政の運営に支障が生じることのないよう、平成17年度の地方財源の不足見込額に対し、次の措置を講じることとしたこと。

ア 通常収支に係る財源不足（7兆5,129億円）の補てん

平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については臨時財政対策債により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成17年度は全額臨時財政対策債により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整する。

イ 恒久的な減税に伴う地方財政への影響とその補てん

平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成17年度税制改正により、平成18年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から定率減税を2分の1に縮減することとされており、平成17年度の地方財政への影響額には大きな変動はないものと見込まれる。このため、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額（3兆4,720億円）については、次の措置を講じる。

(ア) 恒久的な減税の実施による地方税の減収の補てん

恒久的な減税の実施による地方税の減収（１兆９，１９８億円）について、その４分の３相当額を地方たばこ税の増収措置、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置及び地方特例交付金により、その４分の１相当額を減税補てん債により完全に補てんする。

(イ) 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額の補てん

恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額（１兆５，５２２億円）のうち、平成１７年度に新たに発生する地方交付税の減収については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減が見込まれる。また、平成１１年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分は一般会計からの繰入れにより、地方負担分は交付税特別会計借入金により措置する。

ウ 平成１５年度税制改正における先行減税に伴う地方財政への影響とその補てん

平成１５年度税制改正に伴う平成１７年度の地方税の減収額（７８３億円）については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。また、地方交付税の減収額（９８９億円）については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

(3) 上記の結果、平成１７年度の地方交付税については、１兆８，９７９億円（前年度比０．１％の増）を確保することとしたこと。また、「一般財源総額」（地方税、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）については、５兆４，３９９億円（前年度比０．１％の増）を確保することとしたこと。

(4) 三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の改革と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとしたこと。

ア 国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策

等補助のうち公営住宅家賃収入補助分など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分を除いた国庫補助負担金については、平成17年度から一般財源化することとし、所要額を税源移譲する。

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとし、平成17年度においては、暫定措置として、平成16年度措置分を含め、所得譲与税により税源移譲する。

イ 義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、平成16年度から措置されている退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、税源移譲予定特例交付金により財源措置する。

(5) 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方団体が個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指して、地域再生の推進、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ICT（情報通信技術）を活用した住民サービスの向上と地域経済の活性化、災害等に強く安心安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう所要額を確保することとしたこと。

(6) 平成17年度においては、ハードからソフトへと政策転換を進める地方の実情に応じ、地方財政計画歳出の投資的経費（単独）を7,000億円（一般財源ベースで3,500億円）減額する一方、一般行政経費（単独）を3,500億円（全額一般財源）増額することにより、地方財政計画と決算の一体的なかい離是正に着手することとしたこと。このかい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、他の財源不足対策と同様、基本的にはその2分の1を国が、2分の1を地方が負担することとしているが、平成17年度は全額臨時財政対策債により措置することとし、今後5年で、段階的に通常の財源不足の補てん措置に移行することとしていること。なお、この間において、本来であれば国負担と

なる分との差額については、後年度に交付税総額に加算することにより調整することとしていること。

(7) 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を拡充するとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を拡大することとしたこと。

(8) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進することとしたこと。

3 平成17年度の財政運営の基本的考え方

地方団体においては、平成17年度末の借入金残高が205兆円と見込まれるなど極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、国・地方を通じ、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

また、それぞれの地域経済の状況を踏まえ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の地域の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるとともに、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進し、地域再生に積極的に取り組むべきである。

平成17年度の地方財政運営に当たっては、以上のことを踏まえ、各地方団体においては、それぞれの歳出をその構造にまで踏み込んで厳しく見直し、財政健全化について、一層の努力を図る必要がある。あわせて、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、節度ある財政運営に努められたい。

4 市町村合併及び行政改革の推進

(1) 市町村の合併の推進

地方分権が進展し、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割がますます重要なものとなる中で、市町村の行政サービスを維持し、向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図る視点から、市町村合併を積極的に推進してきたところである。

今般、平成17年3月31日をもって「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号、以下「旧合併特例法」という。）が期限を迎えたが、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行うものについては、引き続き旧合併特例法の規定を適用することとする経過措置が講じられたこともあり、この経過措置の適用を受ける予定の団体も含めると、平成18年3月31日には、全国の市町村は1,822団体に再編されることが確実となっているなど、市町村合併は大きな成果を上げつつある。

平成17年度は、旧合併特例法の適用を受ける市町村に対しては、原則として、政府の「市町村合併支援プラン」に定める地方財政措置等、各種支援策を講じることとしているところであり、これらの措置を適切に活用されたい。

また、旧合併特例法の期限後である平成17年4月以降は、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号、以下「合併新法」という。）に基づいて、引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。とりわけ、合併新法においては、総務大臣が市町村の合併を推進するための基本指針を策定し、都道府県が、この基本指針に基づき、市町村の合併の推進に関する構想を策定することとされているなど、都道府県が従来にも増して重要な役割を果たすこととされていることに留意されたい。

なお、合併後の市町村にあつては、地域経営の視点をもって、新たなまちづくりに取り組むとともに、合併によるメリットを十分生かして一層行政改革を推進

されたい。

(2) 行政改革の推進

我が国の行財政を取り巻く環境は、国・地方ともに極めて厳しい状況にあり、地方分権や住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するため、地方団体が徹底した行政改革に取り組むことが強く期待されている。

総務省においては、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「新行革指針」という。）を策定し、通知したところである。

この指針においては、事務事業の再編・整理、民間委託等の推進、定員管理及び給与の適正化、地方公営企業・地方公社の経営健全化、第三セクターの見直し等行政改革推進上の主要事項を示すとともに、集中的に改革を進めるため、平成17年度を起点として概ね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を平成17年度中に公表することなどを要請している。

各地方団体においては、この指針を参考として、行政改革を強力に推進されたい。

5 財政の健全化の推進等

地方団体においては、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、次の事項に留意の上、財政健全化に努められたい。

また、都道府県においては、当該都道府県内の市町村の財政運営に関する総合的な調査等を通じて、行財政運営の適正合理化、財政構造の改善、適正な財務の処理等市町村の財政運営全般についての的確な助言を行うなど適切に対処されたい。

(1) 普通会計のみならず、公営企業会計や地方公社等の状況を含め、自らの財政状況を全体としての的確に把握し、総合的な行財政運営の健全化に努めること。

(2) 各地方団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定

するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善を図ること。

なお、行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等による財政健全化債を引き続き発行できることとし、平成16年度と同様、「地方財政法」第5条の範囲内での充当事業の拡大及び発行可能額の拡大を行うこととしているので、中長期的な観点に立った適切な財政運営の確保に十分配慮した上、活用を図ること。

- (3) 財政状況について適切かつ早期の情報開示を一層推進することとし、予算、決算等の公表に当たっては、他団体と比較可能な指標を用いるなど、できる限り住民に分かりやすい工夫を講じること。また、各団体の財政状況が総合的に把握できるような情報についても積極的に広報を行い、住民の一層の理解と協力の下で財政の健全化を推進すること。

なお、財政状況の公表に当たっては、各地方団体において資産及び負債の状況等を総合的に把握できるよう、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等も含め、適切に対処すること。

- (4) 歳出の中で大きな比重を占める人件費、公債費をはじめとする義務的経費の動向に十分に配意して、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行い、財政の健全化及びその弾力性の確保に努めること。

また、地方団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に則して、適正な管理・運用に努めること。

- (5) 債務負担行為の設定に当たっては、将来の財政への影響を十分に考慮して、過大な負担が生ずることのないよう、慎重に行うこと。

また、本来地方団体自らの責務とすべきものについて、債務負担行為を設定することにより、地方公社等に肩代わりさせ、負担を先送りさせるような事例が見受けられるが、このようなことは厳に慎むこと。

(6) 国と地方団体間、地方団体相互間等における財政秩序は、これを厳に保持する必要があり、各地方団体においては、次の事項に留意しつつ、引き続き財政秩序の維持・確立に努めること。

ア 国、公社等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。）第24条第2項の規定に基づき適正に対処すること。

また、「再建法」第24条第2項ただし書の規定により、地方団体が国立大学法人等に対して寄附金等の支出を行う場合、地方団体の要請に基づいて行うこと、地域における産業の振興等に寄与するものであること、国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる経費を除くものであることなど、一定の要件に基づく場合に限り特例とされたところであり、「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」（平成14年11月1日付け自治財政局財務調査課長通知）等により、適切に対処すること。

イ 宅地開発又は住宅建設に伴い、宅地開発指導要綱等に基づき関連公共公益施設の整備等に関して開発事業者から受けている寄附金等の内容及び取扱いについては、その適正化に努めるよう従来から要請を行ってきたところであるが、関係地方団体においては、なお一層その適正化に努めること。

宅地開発等指導要綱の適正な見直しについては、客観性の確保、公正性、透明性の向上の観点から、条例の形式をとることが望ましいことを踏まえ、指導要綱の条例化について検討し、特に、開発事業者に対する実質的な強制とみなされる場合については、条例によるべきこと。

また、社会経済情勢や地域の実情の変化を踏まえ、その目的・意義を一定期間ごとに見直し、必要最小限の期間に限り、できる限り縮小することを基本とされたいこと。

(7) 地方公営企業については、公的サービスの供給方法の多様化や規制緩和の進展

など社会経済情勢の著しい変化や厳しい経営環境の下におかれており、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ、地方公営企業の経営の総点検を行い、さらなる経営改革を推進すること。

(8) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、各施行団体にあっては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費について、地方債を充当できることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組むこと。

また、平成17年度で期限切れとなる公営企業金融公庫納付金制度については、引き続き公営競技収益金の均てん化を推進することが必要であるため、基礎控除額の引上げ等の負担軽減措置等を講じることとした上で、平成22年度まで延長したこと。

(9) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号）により、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方団体の組織及び運営の合理化に資するため、引き続き本制度の活用に努めること。

6 公金預金の適正な管理・運用

当座預金及び普通預金等の流動性預金については、平成17年4月からは、決済用預金等の全額保護されるものとそうでないものに分かれることとされているので、十分留意されたい。

地方団体の公金預金の管理・運用に関しては、取引金融機関の経営状況など必要な情報の収集に努めるとともに、あらかじめ資金の管理運用等に係る方針を明確にしておくなど、適切に対処されたい。

7 公共工事の入札及び契約手続の適正化

公共工事の入札及び契約手続については、地方団体において、これまでの改善の取組を引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により義務付けられている事項について、早期に完全実施するとともに、同法に基づく指針に従い、必要な措置を講じるよう努められたい。

また、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方式の推進、電子入札の導入等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたい。

8 地域社会の振興

各地方団体においては、次の事項に留意の上、それぞれの地域の特色を活かしつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備、生活関連社会資本の整備、災害等に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実等に努められたい。

(1) 投資的経費に係る地方単独事業については、ハードからソフトへ政策転換を進める地方の実情に応じ、地方財政計画の歳出について投資的経費と経常的経費の一体的なかい離是正に着手したところであり、この結果、「基本方針2003」に沿った抑制分（4,000億円の減）と一体的なかい離是正分（7,000億円の減）とをあわせて、前年度に比し、1兆1,000億円減の1兆3,700億円を計上することとしたこと。なお、この一体的なかい離是正は、平成18年度以降も着実に実施することとしていること。

この額は、前年度の額に比して8.2%の減となっているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%の減であり、地方団体の予算編成に当たっては、近年、地

方団体の決算額が地方財政計画額を下回っている実態にあることにも留意の上、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業量を確保すること。

また、事業内容については、いわゆる箱物整備を抑制するとともに、地域情報化等の基盤整備への重点化を図ることとし、「地域活性化事業」（６，３００億円）において、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、活用を図ること。

(2) 「地域活性化事業」においては、地域の活性化に向けて、「循環型社会形成事業」、「少子・高齢化対策事業」、「地域資源活用促進事業」、「都市再生事業」及び「地域情報通信基盤整備事業」をメニューとして設けていること。

なお、「地域資源活用促進事業」において、新たに次の事業を財政措置の対象とすることとしているので、その活用を図ること。

- ・ 「観光立国推進対策」として、観光資源を有効活用し、外国人観光客の誘致等を図るための施設の整備
- ・ 「地域文化・スポーツ施設活用促進事業」として、既存の文化・スポーツ施設の有効活用を図るためのリニューアル事業

また、「都市公園等一体整備促進事業」及び「港湾緑地一体整備促進事業」については、平成１６年度をもって廃止することとしているが、平成１６年度までに既に起債許可を受けているものは、経過的に最長平成２０年度まで従来どおりの財政措置を行うこととしていること。

(3) 「地域再生関連対策」として、国の認定を受けた地域再生計画に基づく事業について所要の地方債措置を講じることとするほか、アウトソーシング等の促進、コミュニティ・サービス事業の活性化、ＩＣＴを活用した地域通貨の導入・普及、ひとづくり、安心・安全な地域づくり及び観光振興に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 「e - J a p a n 戦略」(平成１５年７月高度情報通信ネットワーク社会推

進戦略本部策定)及び「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)等の趣旨を踏まえ、各地方団体においても、既存業務の見直しや、都道府県単位等のシステムの広域的整備等により、住民サービスの向上、地方団体の業務改革及び地域における情報関連産業の育成などの効果をもたらす電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組むこと。

(5) 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に基づき、日本育英会において実施されていた高校奨学金貸付事業については、平成17年度から都道府県に事業を移管し実施することとされているため、その円滑な実施が可能となるよう、事務処理に要する経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

(6) 「地域経済活性化対策」として、引き続き、ふるさと融資による支援措置を講じるとともに、新技術の開発支援や貸工場、直販施設等の整備に要する経費に対しても地方財政措置を講じることとしていること。

なお、ふるさと融資制度の特例措置(離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げ)については、一部の地域の融資限度額の見直しを行った上で平成18年3月31日まで延長することとしていること。

(7) 過疎地域については、「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)の趣旨を踏まえ、平成17年度から始まる後期過疎地域自立促進市町村計画等に基づいて、主体的努力によって地域の自立促進が実現するよう過疎対策事業の着実な推進に努められたいこと。

(8) 平成16年度までとされていた中山間地域等への直接支払いについては、将来に向けた農業生産活動を継続できる取組を促す方向で制度見直し等を行った上で、平成21年度まで継続することとされており、これに伴い地方単独事業に要する経費に対しても引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

また、新たに離島漁業を再生するための漁業集落による生産力向上等の活動を

支援する「離島漁業再生支援交付金」が創設され、平成21年度までの事業とされているところであるが、当該交付金による事業と連携して、地域の実情に応じて行う離島地域への支援事業等の地方単独事業に要する経費に対し地方交付税措置を講じることとしていること。

(9) 姉妹都市交流を通じた国際観光の一層の推進を図るため、姉妹都市交流に係る地方財政措置を拡充することとしていること。また、「観光立国推進対策」として、「観光立国行動計画」（平成15年7月観光立国関係閣僚会議決定）等を踏まえた宣伝・広告、受入れ体制の整備、外国人向け観光の企画調査等地方団体による外国人観光客の誘致等への自主的取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(10) 小学校における総合学習の時間などを活用した英語活動を一層推進するため、小学校専属ALT（外国語指導助手）を重点的に増員するなど語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を拡充することとしていること。また、地域の国際化を推進するため、国際交流・国際協力施策に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(11) 「治安維持特別対策」として、警察官3,500人の増員を見込むとともに、交番相談員の増員、地域住民と警察署との連絡システムの整備、自主防犯活動に対する支援、地域住民の防犯意識の高揚等治安の維持・犯罪の抑止対策に係る人的・物的基盤の充実強化に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(12) 「子ども・子育て応援プラン」、「新障害者プラン」等の着実な推進を図る観点から、地方財政計画において国庫補助負担事業に伴う所要額を計上するとともに、規模是正分も含め社会福祉系統経費（単独）を前年度に比し、4.2%、1,810億円増の4兆5,173億円計上していること。

(13) 「介護保険制度支援対策」として、引き続き地方団体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、介護保険事業計画の策定、広報啓発、ホームヘルパ

ー及びケアマネジャーの育成等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。また、介護保険制度については、平成12年4月の法施行後5年を目途とした制度全般の見直しの一環として、現在、介護保険法等の一部を改正する法律案が国会で審議されており、給付の内容の見直し等の制度改正が予定されていることから、それに伴うシステム改修等の経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (14)「防災対策事業」として、災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するため、防災基盤の整備や公共施設等の耐震化等の防災対策について、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしていること。

また、新たに武力攻撃事態等における国民の保護等の観点から必要となる設備整備についても、同様の措置を講じることとしていること。

なお、平成16年3月の中央防災会議では東海地震に係る地震防災基本計画の修正、東南海・南海地震防災対策推進基本計画の策定などがなされたところであるので、これらのことを踏まえて、耐震化の促進や津波対策の推進等に努めること。

- (15)平成16年6月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)において、都道府県及び市町村は国民保護計画の策定や警報の伝達・避難指示・避難誘導等の国民の保護のための措置の実施に当たって重要な役割を果たすこととされているが、これらの業務を行うに当たり必要な体制整備に係る経費として、国民保護計画策定や住民に対する普及啓発、国民保護訓練の実施等の経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

また、平成17年3月に「国民の保護に関する基本方針」が閣議決定されたところであり、これらを踏まえ、都道府県の国民保護計画は平成17年度中を目途に、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画は平成18年度を目途に作成されるよう、所要の準備を進めること。

第二 歳入に関する事項

1 地方税

地方税については、平成17年度の地方税制の改正について、先に「地方税法、同法施行令、同法施行規則等の改正について」（平成17年4月1日付け総務事務次官通知）により通知したところであり、その取扱いに遺漏のないよう所要の措置を講じるとともに、社会経済情勢の変化に即応しつつ、次の事項に留意し、税収の確保に努められたい。

なお、地域経済振興施策の適切な実施等による将来の税源のかん養にも配慮されたい。

(1) 地方財政計画における地方税収入見込額は、税制改正後において前年度当初見込額に対し、3.1%増の33兆3,189億円（道府県税4.3%増、市町村税2.2%増（いずれも利子割交付金等調整前。調整後は、それぞれ6.2%増、1.3%増））になるものと見込まれること。

この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であり、景気動向に業種別、地域別にばらつきが見られること等にかんがみ、各地方団体においては、前年度における最終的な税収の状況に配意し、今後の経済情勢の推移等を見極めながら適切な税収入の見積りとその確保を図ること。

(2) 地方税の賦課徴収については、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理の実施等従前にも増して執行面における税負担の公平確保に努めるとともに、効率的な体制の整備及び事務の執行に留意すること。

また、課税誤り等により納税者の税務行政に対する信頼を損なうことのないように、今後とも現地調査の徹底、チェック体制の整備、職員研修の充実等に努めるとともに、納税者が容易に課税内容を判断することのできる条件整備を図る等課税事務の適正化に格段の配慮を払うこと。

さらに、課税免除、不均一課税、減免等の措置についても、その内容について十分検討を加えるとともに、他の地方団体に及ぼす影響等に慎重な配慮を行い、

その適正化に一層努める等法の趣旨に即して厳正な運用を図ること。

- (3) 課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、地方分権の観点から望ましいものであるが、超過課税については、その実施や継続に当たって、その趣旨について説明し、周知徹底を図るなど、納税者等の理解と協力が得られるよう、十分な配慮を払うこと。

法定外税の新設又は変更については、公平・中立などの税の原則にのっとり、税負担を求める者の範囲や課税標準の在り方などについて、十分な検討を行うこと。また、税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。

- (4) 納税手続については、できる限り納税者等の利便を図ることとし、税務行政の簡素合理化についてなお一層の工夫を加えるとともに、国・都道府県・市町村間における連絡協調を密にし、その協力体制の強化に努め、国・地方を通じる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図るよう格段の配慮をすること。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、1兆8,419億円で、前年度に比し、6,967億円、60.8%の増となっている。

なお、平成17年度の所得譲与税1兆1,159億円については、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市町村（特別区を含む。）へ総額の5分の2を譲与することとし、各都道府県及び市町村への譲与基準は、平成16年度と同様、人口によることとしている。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、1兆5,180億円で、前年度に比し、4,132億円、37.4%の増となっている。

なお、平成17年度においては、義務教育費国庫負担金の一部を暫定的に減額す

ることとし、当該措置に係る減額相当分（４，２５０億円）について、平成１６年度から措置されている退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、次のとおり税源移譲予定特例交付金により措置することとしている。

(1) 平成１６年度の義務教育費国庫負担金の見直しに係る税源移譲予定特例交付金（各都道府県の義務教育教職員の退職手当及び児童手当に要する経費として平成１６年４月１日に改正される前の義務教育費国庫負担法等（以下この項において「旧法等」という。）を適用するとした場合に国が負担すべき額の総額に相当する額２，０４２億円）については、前年度と同様に人口を基準として交付することとしていること。

なお、財政力指数が１．０を超える都道府県については、旧法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して、人口について補正を行うこととしていること。

(2) 平成１７年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額に係る税源移譲予定特例交付金（４，２５０億円）については、教職員給与費（義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して定めた各都道府県の教職員平均給与額に標準法定数を乗じた額）を基準として交付することとしていること。

4 地方交付税

「地方交付税法」の改正については、別途「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成１７年３月３１日付け総務事務次官通知）により通知したところであるが、特に次の事項に留意されたい。

(1) 平成１７年度の地方交付税の総額は、１６兆８，９７９億円であり、前年度当初予算額に比し、１１７億円、０．１％の増となっていること（別紙４）。

(2) 各地方団体の基準財政需要額について、平成１７年度は一般財源化される国庫補助負担金の各地方団体ごとの状況により、基準財政需要額の増額幅に大きな差を生じることが見込まれるので留意すること。

(3) 地方交付税の算定の改革については、一層の簡素化・透明化に取り組むとともに地方団体の自主的、自立的、効率的な財政運営を促す方向で、以下の措置を講じることとしていること。

ア 都道府県分について、企画振興費（投資）、その他の土木費（投資）を廃止しその他の諸費（投資）に統合するなどの経費の種類を統合を行うとともに、高等学校費（教職員数）の種別補正、林野行政費（公有林野の面積）の段階補正等の補正係数を廃止することとしたこと。

イ 都道府県分の公共事業等に係る事業費補正については、臨時高等学校整備事業債について、平成17年度許可債から事業費補正の適用を廃止することとしていること。

ウ 行政改革による経費の削減状況や徴収率の向上などを踏まえて、行政改革や徴税に要する経費について地方団体の経営努力に対応した算定を実施することとしていること。

エ 単位費用の算定に当たり、ゴミ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを引き続き進めることとしたこと。

(4) 平成17年度において一般財源化することとされている国庫補助負担金については、その事業に係る事業費を基準財政需要額に算入するとともに、国民健康保険事業に係る都道府県財政調整交付金及び保険基盤安定制度（保険料軽減分）、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分、養護老人ホーム等保護費負担金等に係るものについては、地域の実情を反映するため、補正を適用することとしていること。

なお、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額分（4,250億円）についても基準財政需要額に算入することとし、年齢構成差等を反映した補正を適用することとしていること。

(5) 基準財政収入額の見積りについては、次の事項に配意されたいこと。

ア 税源移譲に伴い、団体間の収入の格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財

政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を当面100%算入することとし、平成17年度は、所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金をその対象としたこと。

イ 基準財政収入額の見積もりに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

(6) 平成17年度の特別交付税の総額は、1兆140億円であり、前年度補正後計上額に対して693億円、6.4%減少していることに加え、合併市町村に対する交付額が大幅に増加することが見込まれることから、本年度の特別交付税の交付額は、災害、市町村合併等の特別な需要の増加要因がある団体以外は、前年度より大幅に減少すると見込まれるので特に留意すること。

また、災害対策及び市町村合併関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

5 国庫支出金

国庫支出金については、次の事項に十分留意されたい。

(1) 国庫支出金については、「基本方針2004」において、国庫補助負担金の改革として、平成17年度及び平成18年度に3兆円程度の廃止・縮減等を行うこととされており、平成17年度においては、別紙5のとおり税源移譲に結びつく改革（1兆1,239億円（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分4,250億円を含む））や交付金化の改革（3,430億円）を行うこととされたこと。

(2) 個別事業ごとの事前審査を要しないなど国の事前関与を縮小するものとして、別紙5のとおり交付金の創設及び拡充が行われたところであり、これらに伴う地方負担分については、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている

こと。また、交付金にかかる地域特例の適用関係がそれぞれ異なる見込みであること。

なお、これら地方財政措置等の内容については、別途通知することとしていること。

6 地方債

地方債については、平成17年度地方債計画の事業別計画額及び地方債許可方針を踏まえ、次の事項に留意して、起債事業の適切な計画を立てるとともに、その円滑な実施に努められたい。

(1) 平成17年度の地方債計画の総額は、1兆5,366億円（前年度比1兆9,477億円、11.1%減）であり、次のような措置を講じていること。

ア 通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債を発行することとし、3兆2,231億円を計上していること。

なお、資金については、政府資金9,669億円を確保しており、原則として、市町村に対して政府資金を配分するものであること。

この場合において、個別地方団体への政府資金の配分額は、「地方財政法」第5条ただし書各号に該当する経費から特定財源を控除した額の範囲内とする予定であること。

イ 恒久的な減税による減収の一部及び平成15年度税制改正における先行減税による減収の一部に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん債5,583億円を計上していること。

なお、市町村分については、全額政府資金を配分することとしているが、平成15年度税制改正における先行減税による減収に対処するための減税補てん債に係る政府資金の償還期限については、10年（据置2年）とされているので留意すること。

ウ 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、義務教育施設整備事

業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債、臨時地方道整備事業債及び臨時河川等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により、財源対策債として1兆7,600億円を計上していること。なお、これは個別の地方団体の財政措置に不均衡が生じないよう調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

エ 地方単独事業については、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保していること。

(ア) 地域の活性化に向けて、循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤整備を推進することとし、「地域活性化事業」として所要額を確保していること。

(イ) 旧合併特例法の下における市町村合併を支援するため、合併前の市町村が行う公共施設等の整備及び都道府県が行う交通基盤施設の整備並びに合併市町村におけるまちづくりを計画的に実施できるよう、「合併特例事業」の計画額を大幅に増額していること。

(ウ) 災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するため、防災システムのICT化などの防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を重点的に実施することとし、「防災対策事業」として所要額を確保していること。

(エ) 地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方団体について、事業量の確保を図ることができるよう、引き続き、「地域再生事業」として所要額を確保していること。

なお、地域再生事業債の枠配分については、4月中に行う予定であること。

オ 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保していること。

特に、過疎対策事業債については、ほぼ前年度並みの所要額を確保し、過疎地

域等の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこと
としていること。

カ 地方債資金については、国の長期計画に基づく公共事業や法律により義務付けられた事務の実施に不可欠な施設の整備等を円滑に推進するため、必要な公的資金（財政融資資金、郵政公社資金及び公営企業金融公庫資金）を確保するとともに、地方分権の推進や財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、各地方団体の資金調達能力に配慮しつつ、都道府県及び政令指定都市を中心に、民間等資金による調達を一層推進することとしていること。

(2) 平成17年度における地方債の許可に当たり必要な事項は、本日「地方債許可方針」、「平成17年度の地方債許可方針の運用について」（平成17年4月20日付け総務事務次官通知）及び「平成17年度地方債取扱上の留意事項について」（平成17年4月20日付け自治財政局地方債課長通知）により通知しているところであるが、特に次の事項に配慮すること。

ア 地方債の活用にあたっては、事業の緊急度、事業効果及び施設水準の適正化について配慮するとともに、将来の公債費負担及び施設の維持管理に要する経費の増加等について十分留意すること。

イ 地方債協議制度に円滑に移行するため、起債制限比率及び経常収支比率を勘案し、財政の健全性が確保されている一定の地方団体に対しては、引き続き許可制度の弾力的運用を行うこととしていること。

ウ 退職手当債は、「再建法」第24条の規定に基づき、職員の退職により当該団体の財政の健全化が促進される場合に認められるものであること。

(3) 民間資金の調達にあたっては、国債、政府保証債、市場公募債等の発行条件、長期金利の動向等を継続的に把握し、必要に応じて金融に関する専門家の意見も聴くなどして、関係金融機関等と交渉の上、適切な借入条件の設定に努めること。

また、各団体の状況に応じ、市場公募化の推進、証券発行方式の一層の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化及び償還期間の多様化を

図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努めること。

その際、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進してきている「住民参加型ミニ市場公募債」の活用も有効な手法と考えられること。なお、平成17年度においては、新たに2団体が全国型市場公募債を発行する予定であるとともに、住民参加型ミニ市場公募債については、発行団体90団体、3,300億円程度の発行が予定されていること。

さらに、発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、現在、市場公募地方債を発行する27団体においては、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく共同発行を行っているところである（平成17年度発行規模1兆3,080億円）が、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努めること。

そうした中で、地方債に関する制度のほか、地方債はBIS（国際決済銀行）のリスク・ウェイトが国債と同様ゼロとされていること、それぞれの地方団体において財政健全性を維持するための取組を行っていること等について、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動（投資家・金融機関等への説明）等情報提供を行うこと。

なお、証券発行による地方債（以下「地方債証券」という。）については、平成18年1月10日から、今までの登録地方債に代えて、「社債等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）に基づく振替地方債により発行が可能になり、平成20年1月6日以降は、公共法人等の利子の非課税措置、指定金融機関等の源泉徴収不適用の取扱いは振替地方債にのみ認められることとされていること。これらを踏まえ、地方債証券の円滑な発行・消化と流動性の確保を図る観点から、振替地方債の発行に向けて、発行代理人である金融機関との協議をはじめとする準備を早急に進められたいこと。また、既発の地方債証券についても、機関投資家である公共法人等の安定した地方債証券の保有を確保する観点等を踏ま

え、発行代理人である金融機関との協議や、振替制度の運営主体となる振替機関に対する同意の手続き等振替制度の適用への準備を進められたいこと。

(4) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努めること。

(5) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意すること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処するものとする。なお、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰延べとの印象を与えかねないため、行わないこと。

(6) 地方債許可制度については、平成18年度から協議制度に移行することを予定しており、その円滑な移行に向けて、政省令の改正、同意基準の作成等の諸準備を進めることとしていること。

7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

第三 歳出に関する事項

1 給与関係経費等

地方財政において大きな比重を占める給与関係経費については、地方団体において適正化のための努力が払われてきているところであるが、なお一部の地方団体においては十分とはいえず、地方財政の状況と給与関係経費の在り方に対する世論の動向等にもかんがみ、引き続き積極的にその適正合理化に取り組む必要がある。このため、次の事項に留意し、引き続き給与関係経費の抑制と適正化に努力されたい。

なお、公務能率の向上を図るため、職員研修の充実、勤務評定制度の活用など人

材育成の取組を積極的に推進するとともに、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）第42条の規定に照らした健康の増進等職員の厚生及び「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）に基づく職員の安全衛生について必要な措置を講じられたい。

(1) 平成17年度の地方財政計画における職員数については、第7次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画及び第6次公立高等学校教職員配置改善計画による教職員の所要の増員を行うとともに、現下の治安情勢に対処するための警察官3,500人の増員を見込むなど、真に必要とされるものに限って最小限の増員を行っているが、一方で義務教育関係職員及び高等学校関係職員については、児童・生徒数の減少等に伴う減員を見込むとともに、一般職員及び警察事務職員等については、国の定員削減計画に準じて10,430人の定員削減を引き続き行うこととし、全体として12,411人の減員としていること。

各地方団体においてはこれに対応して適正な定員管理を一層推進することとし、真に必要とされる新たな行政需要、施設の新増設等についても、原則として職員の配置転換等により対処すること。

なお、国の法令による定員を超えて職員を配置している場合にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処すること。

(2) 地方公務員の給与については、「新行革指針」及び「地方公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成16年9月10日付け総務事務次官通知）により、給与制度・運用・水準の適正化に強力に取り組むこと。

特に、高齢層職員の昇給停止を国と同様に原則55歳に引き下げる等の措置を講じていない団体においては、早急に措置を講じるとともに、不適正な昇給運用や級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については速やかに必要な是正措置を講じること。また、最近、一部の団体において不適正、不適切な諸手当の支給が住民の厳しい批判を受けているところであり、諸手当の在り方については、総合的に点検を行

い、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給については早急に見直しを図ること。特に、特殊勤務手当については、「地方公務員の特殊勤務手当の適正化について」（平成10年5月11日付け自治省給与課長通知）及び「特殊勤務手当に係る総合的な点検の実施について」（平成16年12月27日付け総務省給与能率推進室長通知）に基づいて廃止も含め、早急に見直しを図ること。

さらに、技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにすること。

加えて、企業職員の給与についても、その職務の性格や内容を踏まえつつ、国や地方団体の同種の職員及び民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意し、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮しながら、引き続き適正化に努めること。

なお、国家公務員については、地域における国家公務員の給与水準をより民間実態に即したものとすること等を目的とした、給与構造の見直しが検討されているが、地方公務員の給与のあり方については、総務省において「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」を開催しており、今後、その結果等を踏まえて対応をお願いすることがあるので留意すること。

(3) 退職手当については、国において最高支給率の引下げが行われているところであり、国に準じた措置を講じていない団体にとっては早急に見直しを行うこと。

また、退職時の特別昇給についても国に準じて速やかに廃止すること。

(4) 教員に対する給与改善が終了したにもかかわらず、運用上の措置により行われてきた実質上の給与の引上げについては、早急に是正措置を講じるとともに、いまだ既措置分の調整が行われていない地方団体にとっては、速やかに調整を行われないこと。

(5) 特別職の報酬又は給料・期末手当その他の給与については、特別職報酬等審議会設置の趣旨に沿った適切な運用等を通じて適正な決定方式及び適正な水準の保

特に配慮するとともに、特に退職手当についても、議会の審議等を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるものとする。

(6) 平成17年度においては、国の予算において給与改善費を計上しないこととされ、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意すること。

2 一般行政経費等

一般行政経費等については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化に努められたい。

(1) 各種施策の実施に当たっては、優先順位の厳しい選択を行い、このために必要な財源は、極力既定経費との振替や節減合理化により捻出するよう努めるとともに、後年度における財政負担及びこれに対する財政措置についても十分検討されたいこと。また、適正な予算の執行を確保する観点等から、監査委員制度の適正な運用、監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図ること。

(2) 一般行政経費に係る国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるので、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。

(3) 維持補修費については、公共施設等の適切な機能の維持に配慮するとともに、各種公共施設等について計画的な補修を行うよう適切な執行に努めること。

(4) 補助金等については、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等を精査の上、廃止、統合又はメニュー化に努めること。

また、補助金等の新設は極力抑制することとし、新規の補助金等を設ける場合にあっても、既定の補助金等の整理を図るほか、終期を設定するとともに、不断の見直しを行うことにより、補助金等の総額の抑制に努めること。

(5) 平成17年度から一般財源化する国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）・新たに創設する都道府県財政調整交付金及び国保財政安定化支援事業については、地方財政計画の一般行政経費に「国民健康保険関係事業費」として所

要の事業費全額（８，３６６億円）を計上することとしたこと。

(6) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、前年度に比し０．５％増額し、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(7) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成１７年度においても、５，７００億円を地方財政計画に計上したところであり、各地方団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保すること。

3 投資的経費

投資的経費については、次の事項に留意して、公共事業及び地方単独事業の計画的・効率的な執行に努められたい。

(1) 国の公共投資関係費は前年度比４．０％減とされているが、地方財政計画における投資的経費のうち、直轄事業負担金については、前年度に比し、１．１％減の１兆１，３５１億円、補助事業費については、前年度に比し、８．０％減の６兆１，７１０億円となっていること。

なお、国の予算においては、重点分野に施策を集中しつつ更に絞込みを図るため、整備水準、整備の緊急性、国と地方の役割分担等の観点から、きめ細かく重点化を図ることとされていること。また、公共事業の効率的・効果的な実施に向け、コスト構造改革、PFIの活用、既存ストックの有効活用、効率的・計画的な維持管理の推進、機能の類似した事業間の一層の連携強化、集中投資による事業期間の短縮化、規格の見直し等により効率的な整備に努めるとともに、社会資本整備の効果をより高めるため、災害関連情報の的確な提供等関連する施策との連携を図ることとされていること。

(2) 地方単独事業費については、前年度に比し、８．２％減の１兆２兆３，７００億円を計上することとしているが、一般行政経費（単独）との一体的なかい離是正分を除いた伸び率は３．０％減であり、「地域活性化事業」や「地域再生事業」

の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業量を確保すること。

(3) 国においては、公共事業等の施行について、経済情勢や地域の実情を注視しつつ、機動的かつ弾力的な施行を図っていくこととされていること。また、災害復旧の事業等については、平成16年度補正予算において計上されたものも含め、最大限円滑かつ速やかな事業執行を図ることとされているので、各地方団体においては、この趣旨を勘案の上、地方単独事業の施行も含め、各地域の経済の動向等に即し、適切に対応すること。

また、事業の計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。

4 公債費

公債費については、近年、地方債残高が累増していることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

第四 地方公営企業等に関する事項

1 地方公営企業

「新行革指針」及び「地方公営企業の経営の総点検について」の趣旨等を踏まえ、特に次の事項に留意し、さらなる経営改革に積極的に取り組まれたい。

(1) まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特にその意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

(2) 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。

(3) より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施及び積極的な情報開示に取り組むこと。

特に情報開示に当たっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

(4) 前述のとおり企業職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、国や地方団体の同種の職員及び民間の同種の職種に従事する者との均衡等に留意しながら、引き続き適正化に努めること。また、定員管理については、事務事業の見直し、民間委託等の推進等により、引き続き適正化に努めること。

(5) 企業用資産の有効活用、附帯事業の適切な実施等経営の活性化に努めるとともに、広域的な機能分担や連携にも留意しながら、広域化・共同化の積極的な推進に努めること。

なお、一般行政部門、その他関係機関との密接な連携の下に企業環境の整備に努めること。

(6) 地方公営企業の料金については、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とするとともに、経営改善・合理化による原価の抑制、適切な事業報酬の設定、受益者負担金の適切な徴収に努めるほか料金の算定方法や事業効率化の取組等に関する情報の積極的な公開を図ること。

また、一般会計との経費負担区分については、その適正な運用を図るとともに、社会情勢、厳しい地方財政の状況を踏まえ、一層の自助努力により独立採算の基本原則に立脚した経営に努めること。

(7) 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次のような措置を講じることとしているので、その適切な活用に努めること。

ア 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

また、広域化、安全対策及び医療提供体制の見直しを積極的に推進するとともに、公営企業借換債の増額等により経営健全化への取組を支援することとしていること。

イ 公営企業金融公庫資金においては、臨時特別利率分として、3,900億円を確保するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の地方公営企業を対象とした従来分について利率要件を利率7.0%から6.0%に緩和した上で借換枠を1,000億円としているほか、平成17年度の臨時特例措置として、利率7.3%以上の一定の公営企業債について借換枠を1,000億円とし、地方債計画に総額2,000億円（前年度1,100億円）計上していること。

ウ 水道事業については、上水道安全対策のうち、単独事業として行われる災害対策の一般会計出資比率を引き上げるとともに、補助事業として行われる災害対策について新たに一般会計出資の対象とすることとし、併せて応急給水槽の整備について出資の対象に加えるなど、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

また、災害発生時において、飲料水、医療用水、生活用水等を迅速かつ的確に供給できるよう、応急給水・応急復旧計画を策定するための経費について、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

エ 簡易水道事業については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に簡易水道事業債（臨時措置分）を措置することとし、その結果充当率を100%（うち臨時措置分10%）に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る簡易水道事業債の元利償還金については、その全額を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

オ 下水道事業については、維持管理費に対する一般会計繰出金について、実績を踏まえた措置に見直すこととしていること。また、経費が割高となる事業に

対する高資本費対策について、使用料の適正化及び未だ整備が概成していない事業等への措置の重点化を図る観点から、使用料、資本費及び供用開始後年数に係る要件等を見直すこととしていること。

なお、下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計の負担が過大になっている団体においては、早急に使用料の適正化に取り組みたいこと。

加えて、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債として所要の地方債措置を講じることとしているので積極的に活用すること。

さらに、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に下水道事業債（臨時措置分）を措置することとしていること。その結果充当率を流域下水道にあつては100%（うち臨時措置分について国庫補助事業においては40%、地方単独事業においては10%）に、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設にあつては90%（うち臨時措置分30%）に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

カ 交通事業については、公営地下鉄の都市高速鉄道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債を創設することとしていること。

キ 病院事業については、地域における医療ニーズの変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用に資するため、自治体病院が、相互の連携、機能分担及び病床の合理化を一層推進し、その再編等医療提供体制を抜本的に見直す取組に対して、新たに所要の地方財政措置を講じることとしていること。

ク 経営基盤の強化について専門的見地から助言等を行う経営アドバイザー派遣

事業を引き続き実施することとしていること。

(8) 以下の各事業については、特に、次の事項に配慮すること。

ア 水道事業及び工業用水道事業については、建設投資計画の策定に当たって、的確な需要予測を行い、投資規模の適正化に配慮するとともに、ダム等水源施設整備への参加に当たっては、水源開発の必要性、所要水量、企業採算性について十分検討の上、慎重に対処すること。

既に建設に着手しているダム等水源施設整備事業についても、水需要の動向及び水資源開発基本計画（いわゆる「フルプラン」）の策定に配慮しつつ、必要に応じて利水容量の見直し等を行うこと。

簡易水道事業については、経理内容を明確化するため、「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用すること。

イ 交通事業については、規制緩和により競争が促進される中で、旅客輸送サービスの向上を図ることが求められていることから、安全性の確保に留意しつつ企業の経済性を発揮し、経営の一層の健全化・効率化に努めること。

特にバス事業にあつては、地方公営企業としてサービス供給を行う必要性について、民間への事業譲渡等の選択肢を含め再検討する必要がある。その上で、地方公営企業によりサービス供給を継続する場合には、以下の点に留意すること。

(ア) 職員定数や給与水準の適正化等、経営効率化に努めること。

(イ) 地域住民に対する説明責任を果たす観点から、民営との比較対照情報等について積極的な情報開示を行うこと。

(ウ) 一般行政部門との連携等、その長所を最大限いかした運営に取り組むこと。

地下鉄事業等にあつては、巨額の建設費を要し収支が均衡するまでに極めて長い期間を要するとともに、事業の経営状況が地方団体の財政に重大な影響を及ぼしうることから、特に新規建設については、必要性・需要の動向、採算性を十分に検討の上、慎重に対処すること。

ウ 電気事業及びガス事業については、電力分野及びガス分野において、小売の部分自由化等の規制緩和が逐次行われており、また、電気事業にあつては電力会社との卸供給契約が平成22年に期限を迎えるなど、事業を取り巻く環境が変化していることを踏まえて、更なる経営効率化等に取り組むとともに、事業の在り方に関する検討を適切に行うこと。

エ 病院事業については、地域において医師の確保が困難となっているなど、病院経営を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、民間病院を含めた病院相互の連携強化と機能分担の下、地域における当該病院の役割を明確にし、診療科目、病床規模等について見直しを行うとともに、再編・ネットワーク化など地域における医療提供体制の抜本的な見直し及び必要に応じて病院の経営形態の見直しについても検討されたいこと。これらの施策の推進に当たっては、地域における関係機関間の協議の場への積極的な参加等を通じ適切に対処すること。

また、病床利用率の向上等医療施設の効率的な使用、職員数・給与の適正化、民間委託の推進、医薬品の使用効率の向上を図るとともに、職員の経営意識向上に努める等経営の健全化に徹すること。

オ 下水道事業については、次の事項に配慮すること。

(ア) 汚水処理施設の整備を進めるに当たっては、地域の特性、建設及び維持管理コスト等を勘案し、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の中から、各地方団体において地域ごとに最適な処理方法を選択若しくは効率的に組み合わせる等工夫すること。

(イ) 使用料収入による汚水処理原価の回収を基本とする経営を実現していくため、積極的に使用料の適正化に努めること。

また、将来の使用料水準並びに一般会計に与える影響等を考慮した長期の財政計画を策定することにより、長期的視点に立った効率的な経営に努めるとともに、住民等に対して十分な説明を行うこと。

(ウ) 効率的な業務の遂行を図るため、維持管理業務については、可能な限り民間委託を推進するとともに、広域・共同処理等により効率的な執行体制の整備に努めること。

(I) 経理内容を明確化するため、「地方公営企業法」の財務規定等の適用を図ること。特に、新規に事業着手する団体にあっても、事業開始時からその適用の準備に努めること。

カ 地域開発事業については、長引く景気低迷により、造成地の処分が計画どおりに進捗していないものが多数見受けられ、将来の財政運営に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、抜本的な造成地等の利用計画、処分方法の見直しを行うとともに、区画の細分化や分割払い方式の導入などにより土地売却を促進する措置を引き続き講じること。

また、新規の事業計画の策定に当たっては、必要性、造成地等の需要の動向、採算性を十分に検討の上、慎重に対処すること。

2 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、その厳しい財政状況を踏まえ、次の事項に留意して、その財政の健全化に努められたい。

(1) 給付費に係る国庫負担と保険料負担を均等にするととの基本的考え方を維持しつつ、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する財政調整権限の一部を国から都道府県に移譲し、保険基盤安定制度（保険料軽減分）等による財政安定化の効果も勘案しつつ、これらの制度と一体的に財政調整を行うこととするため、都道府県財政調整交付金制度（3,532億円）を創設することとし、その所要額について、地方交付税措置を講じることとしたこと。なお、都道府県財政調整交付金は、各都道府県ごとに給付費等の7%（平成17年度は5%）であること。なお、その市町村への配分方法については、地方三団体とも協議しつつガイドラインを作成中であること。

また、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村が保険料軽減

相当額に応じて、国及び都道府県の負担金を受け入れつつ、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れる保険基盤安定制度（保険料軽減分）（3,834億円）については、従前の国庫負担分（1/2）について都道府県へ税源移譲のうえ、一般財源化する（都道府県3/4、市町村1/4）とともに、その所要額について地方交付税措置を講じることとしたこと。

(2) 保険者である各市町村においては、医療費適正化対策の推進に努めるとともに、医療費支出の水準に応じた保険料（税）の合理的算定を行い、その収納率の向上を図る等収入・支出を通じてその運営の適正化に努めること。

(3) 事業勘定に対する一般会計等からの繰出しは、保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険事務費、出産育児一時金に係る経費の一部、国保財政安定化支援事業に係る経費及び一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部を除き、その性質上行うべきものではないことにかんがみ、財政援助的な繰出しを行っている地方団体にとっては、その是正に努めること。

3 第三セクター及び地方公社

第三セクター及び地方公社の経営の適否が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、適切な運営に努められたい。

(1) 第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図り、点検評価の充実、強化を図るほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるとともに、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進めること。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討すること。この場合、地方団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

また、新たな第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、民間との競合関係にも留意の上、慎重に検討すること。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処すること。

さらに、地方公営企業に準じる第三セクターについては、これらの点に併せて「地方公営企業の経営の総点検について」及び「第三セクターに関する指針」の趣旨等を踏まえ、経営健全化・効率化を推進すること。

(2) 土地開発公社の運営に当たっては、「「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」の改正について」（平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意されるとともに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り方について抜本的な検討を行うこと。

ア 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行うこと。また、土地取得手続の適正化、金利の低減や経営状況に関する積極的な情報公開等に努めること。

イ 「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）により、公社経営健全化計画の策定対象団体を大幅に拡充するとともに、当該計画に基づく取組に対して、従来よりも幅広く地方財政措置を講じることとしたので、計画的に保有土地を縮減すること等を通じて経営の抜本的な健全化に取り組むこと。

ウ 地方団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

(3) 地方道路公社による有料道路の建設に当たっては、当該道路整備の緊急性、採算性等を十分検討し、事業を実施すること。

また、供用中の有料道路のうち採算性が悪化しているものについては、経費の節減、料金の適正化等に努めるとともに、関連道路網の整備等利用の促進を図るための施策を積極的に講じること。

N T T無利子貸付金（Aタイプ）の貸付対象とされる有料道路事業（駐車場事業を含む。）については、開発利益の程度等についてあらかじめ十分な審査を行うこと。

平成17年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定。以下「基本方針2003」という。）等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成17年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減、所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直しその他の所要の措置を講じることとする。

2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(1) 恒久的な減税に伴う影響額及び平成15年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足（以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額7兆5,129億円については、次の措置を講じる。

平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成17年度は全額地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,736億円については法律の定めるところにより、平成18年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

これに基づき、平成17年度の通常収支に係る財源不足見込額7兆5,129億円については、次により完全に補てんする。

ア．地方交付税については、国の一般会計加算により2兆5,298億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,683億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加

算額1,963億円、臨時財政対策特例加算額2兆1,641億円)増額する。

イ．地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を3兆2,231億円発行する。

ウ．建設地方債(財源対策債)を1兆7,600億円増発する。

- (2) 平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成17年度税制改正により、平成18年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から定率減税を2分の1に縮減することとされており、平成17年度の地方財政への影響額には大きな変動はないものと見込まれる。このため、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆4,720億円については、次の措置を講じる。

恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆9,198億円について、その4分の3相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置(1,135億円)、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置(4,375億円)及び地方特例交付金(8,888億円)により、その4分の1相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債(減税補てん債、4,800億円)により完全に補てんする。

恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆5,522億円のうち、平成17年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,295億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減(592億円)が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分601億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分626億円は交付税特別会計借入金により措置する。

- (3) 平成15年度税制改正に伴う平成17年度の地方税及び地方交付税の減収額1,772億円については、次の措置を講じる。

地方税の減収783億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

地方交付税の減収989億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

- (4) 上記の結果、平成17年度の地方交付税については、16兆8,979億円(前年度に比し0.1%増)を確保する。

- 3 三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の改革と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

- (1) 国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分を除いた国庫補助負担金については、平成17年度から一般財源化することとし、所要額を税源移譲する。

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとし、平成17年度においては、暫定措置として、平成16年度措置分を含め、所得譲与税により税源移譲する。この平成17年度所得譲与税は、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市町村(特別区を含む。)へ総額の5分の2を譲与することとし、譲与基準は、平成16年度と同様、人口とする。

- (2) 義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、平成16年度から措置されている退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、税源移譲予定特例交付金によ

り財源措置する。

この税源移譲予定特例交付金のうち、退職手当及び児童手当に係るものについては、平成16年度と同様、人口を基準として、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額相当分については、教職員給与費を基本として都道府県に交付する。

- 4 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方団体が個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指して、地域再生の推進、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ICT（情報通信技術）を活用した住民サービスの向上と地域経済の活性化、災害等に強く安心安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう所要額を確保する。この結果、地方債計画の規模は15兆5,366億円（普通会計分12兆2,619億円、公営企業会計等分3兆2,747億円）とする。
- 5 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。
- 6 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - (1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2003」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成17年度においては、前年度に比し8.2%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.0%減額であり、地域活性化事業、地域再生事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - (2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - (3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
 - (4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- 7 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を拡充するとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を拡大する。
- 8 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 9 地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(平成17年2月8日閣議決定)

地方財政計画歳入歳出一覧

(1) 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成17年度 (A)	平成16年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	備 考
(歳入)					
地 方 税	333,189	323,231	9,958	3.1	
地 方 譲 与 税	18,419	11,452	6,967	60.8	
地 方 特 例 交 付 金	15,180	11,048	4,132	37.4	
地 方 交 付 税	168,979	168,861	117	0.1	
国 庫 支 出 金	111,967	121,238	9,271	7.6	
地 方 債	122,619	141,448	18,829	13.3	
使用料及び手数料	16,438	16,420	18	0.1	
雑 収 入	50,896	52,971	2,075	3.9	
計	837,687	846,669	8,982	1.1	
(歳出)					
給 与 関 係 経 費	227,240	229,990	2,750	1.2	
一 般 行 政 経 費	231,307	218,833	12,474	5.7	
補 助	100,538	97,637	2,901	3.0	
単 独 (通 常 分)	119,737	116,650	3,087	2.6	0.4
単独(平成17年度一般財源化分)	2,666	-	2,666	皆増	(投資的経費との 一体的かい離是 正+3,500億円 を除いた場合)
国民健康保険関係事業費	8,366	4,546	3,820	84.0	
公 債 費	133,803	136,779	2,976	2.2	
維 持 補 修 費	9,817	9,987	170	1.7	
投 資 的 経 費	196,761	213,283	16,522	7.7	
補 助	73,061	78,583	5,522	7.0	
単 独	123,700	134,700	11,000	8.2	3.0
公 営 企 業 繰 出 金	28,659	30,797	2,138	6.9	(一般行政経費との 一体的かい離是 正7,000億円 (一般財源ペー ス3,500億円) を除いた場合)
企業債償還費普通会計負担分	20,568	21,841	1,273	5.8	
そ の 他	8,091	8,956	865	9.7	
不交付団体水準超経費	10,100	7,000	3,100	44.3	
計	837,687	846,669	8,982	1.1	
地 方 一 般 歳 出 (公債費、企業債償還費普通会計負担分、 不交付団体水準超経費を除く)	673,216	681,049	7,833	1.2	

(注) 一般行政経費の平成16年度の額は、平成17年度との比較対照のため一部組替えをしてある。

(2) 歳入歳出構成比

歳 入	平 成 17年度	平 成 16年度	差 引	歳 出	平 成 17年度	平 成 16年度	差 引
地 方 税	39.8	38.2	1.6	給 与 関 係 経 費	27.1	27.2	0.1
地 方 譲 与 税	2.2	1.4	0.8	一 般 行 政 経 費	27.6	25.8	1.8
地 方 特 例 交 付 金	1.8	1.3	0.5	公 債 費	16.0	16.2	0.2
地 方 交 付 税	20.2	19.9	0.3	維 持 補 修 費	1.2	1.2	0.0
(臨時財政対策債含む)	24.0	24.9	0.9)	投 資 的 経 費	23.5	25.2	1.7
国 庫 支 出 金	13.4	14.3	0.9	公 営 企 業 繰 出 金	3.4	3.6	0.2
地 方 債	14.6	16.7	2.1	不交付団体水準超経費	1.2	0.8	0.4
使用料及び手数料	1.9	1.9	0.0				
雑 収 入	6.1	6.3	0.2				
計	100.0	100.0	-	計	100.0	100.0	-

項 目	平成 17 年度 計画額 (A)	平成 16 年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一 般 会 計 債				
1 一 般 公 共 事 業	20,594	21,066	472	2.2
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,832	2,286	454	19.9
3 災 害 復 旧 事 業	536	285	251	88.1
4 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	2,125	2,112	13	0.6
5 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	436	520	84	16.2
6 一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	2,469	3,667	1,198	32.7
7 一 般 単 独 事 業	50,457	54,987	4,530	8.2
(1) 一 般 事 業	8,890	13,420	4,530	33.8
(2) 地 域 活 性 化 事 業	4,881	5,317	436	8.2
(3) 合 併 特 例 事 業	11,000	5,500	5,500	100.0
(4) 防 災 対 策 事 業	1,595	1,595	0	0.0
(5) 自 然 災 害 防 止 事 業	636	636	0	0.0
(6) 臨 時 地 方 道 整 備 事 業	11,425	12,790	1,365	10.7
(7) 臨 時 河 川 等 整 備 事 業	804	882	78	8.8
(8) 臨 時 高 等 学 校 整 備 事 業	789	793	4	0.5
(9) 地 域 総 合 整 備 資 金 貸 付 事 業	500	600	100	16.7
(10) 旧 地 域 総 合 整 備 事 業 (継 続 事 業 分)	1,937	5,454	3,517	64.5
(11) 地 域 再 生 事 業	8,000	8,000	0	0.0
8 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,456	3,525	69	2.0
(1) 辺 地 対 策 事 業	556	580	24	4.1
(2) 過 疎 対 策 事 業	2,900	2,945	45	1.5
9 首 都 圏 等 整 備 事 業	233	249	16	6.4
10 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	970	700	270	38.6
計	83,108	89,397	6,289	7.0
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	5,476	5,733	257	4.5
2 工 業 用 水 道 事 業	263	296	33	11.1
3 都 市 高 速 鉄 道 事 業	3,534	3,738	204	5.5
(1) 一 般 分	3,148	3,380	232	6.9
(2) 特 別 分	386	358	28	7.8
4 一 般 交 通 事 業	224	283	59	20.8
5 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	77	103	26	25.2
6 港 湾 整 備 事 業	418	604	186	30.8
7 病 院 事 業	3,115	3,656	541	14.8
8 介 護 サ ー ビ ス 施 設 整 備 事 業	129	213	84	39.4
9 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	323	198	125	63.1
10 地 域 開 発 事 業	2,444	3,667	1,223	33.4
11 下 水 道 事 業	15,961	15,298	663	4.3
(1) 一 般 分	15,961	15,262	699	4.6
(2) 特 別 分	0	36	皆減	皆減
12 有 料 道 路 事 業 ・ 駐 車 場 整 備 事 業	31	29	2	6.9
13 観 光 そ の 他 事 業	175	226	51	22.6
14 公 有 林 整 備 事 業 ・ 草 地 開 発 事 業	(213)	(219)	(6)	(2.7)
計	32,170	34,044	1,874	5.5
合 計	115,278	123,441	8,163	6.6

(単位：億円、%)

項 目		平成17年度 計画額 (A)	平成16年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三公営企業借換債		2,000	1,100	900	81.8
四特別転貸債		274	378	104	27.5
五減税補てん債		5,583	8,019	2,436	30.4
六臨時財政対策債		32,231	41,905	9,674	23.1
総 計		(213) 155,366	(219) 174,843	(6) 19,477	(2.7) 11.1
内 訳	普通会計分	122,619	141,448	18,829	13.3
	公営企業会計等分	32,747	33,395	648	1.9
(資金区分)					
政 府 資 金		47,200	56,000	8,800	15.7
財 政 融 資 資 金		35,400	37,000	1,600	4.3
郵 政 公 社 資 金		11,800	19,000	7,200	37.9
〔郵便貯金資金〕		〔 4,300 〕	〔 7,000 〕	〔 2,700 〕	〔 38.6 〕
〔簡易生命保険資金〕		〔 7,500 〕	〔 12,000 〕	〔 4,500 〕	〔 37.5 〕
公 営 公 庫 資 金		15,330	16,140	810	5.0
民 間 等 資 金		92,836	102,703	9,867	9.6
市 場 公 募		33,000	31,600	1,400	4.4
銀 行 等 引 受		59,836	71,103	11,267	15.8

(備 考)

公有林整備事業・草地開発事業の()書は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて融資するものであって外書である。

別紙4

平成17年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

区分	平成17年度 当初予算額	平成16年度			増減額		増減率		
		当初予算額 A	補正額 B	補正後 C B+C	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得税(A)	13,164,000	13,778,000	315,000	14,093,000	-614,000	-929,000	-4.5	-6.6
	酒税(B)	1,625,000	1,588,000	69,000	1,657,000	37,000	-32,000	2.3	-1.9
	二税計(ア)	14,789,000	15,366,000	384,000	15,750,000	-577,000	-961,000	-3.8	-6.1
	法人税(イ)	11,513,000	9,407,000	1,589,000	10,996,000	2,106,000	517,000	22.4	4.7
	消費税(ウ)	10,164,000	9,563,000	129,000	9,692,000	601,000	472,000	6.3	4.9
	たばこ税(エ)	862,000	898,000	-	898,000	-36,000	-36,000	-4.0	-4.0
一 般 会 計	(ア)×32%	4,732,480	4,917,120	122,880	5,040,000	-184,640	-307,520	-3.8	-6.1
	(イ)×35.8%	4,121,654	3,367,706	568,862	3,936,568	753,948	185,086	22.4	4.7
	(ウ)×29.5%	2,998,380	2,821,085	38,055	2,859,140	177,295	139,240	6.3	4.9
	(エ)×25%	215,500	224,500	-	224,500	-9,000	-9,000	-4.0	-4.0
	小計	12,068,014	11,330,411	729,797	12,060,208	737,603	7,806	6.5	0.1
	当該年度国税決算に伴う 精算分	-	-87,361	-	-87,361	87,361	87,361	皆増	皆増
	過年度精算分	-87,000	-87,000	438,846	351,846	0	-438,846	0.0	-124.7
	小計(法定五税分)	11,981,014	11,156,050	1,168,643	12,324,693	824,964	-343,679	7.4	-2.8
計	法附則第4条の2第2項、第3 項及び第4項に基づく加算額	229,500	220,400	-	220,400	9,100	9,100	4.1	4.1
	法附則第4条の2第5項、第6 項及び第7項に基づく加算額	-	-	-	-	-	-	-	-
	法附則第4条の2第8項に基 づく加算額	196,300	124,600	-	124,600	71,700	71,700	57.5	57.5
	臨時財政対策特別加算額	2,164,100	3,887,600	-	3,887,600	-1,723,500	-1,723,500	-44.3	-44.3
計 (一般会計繰入れ)	14,570,914	15,388,650	1,168,643	16,557,293	-817,736	-1,986,379	-5.3	-12.0	
特 別 会 計	返還金	188	61	-	61	127	127	208.8	208.8
	特別会計借入金	1,591,071	1,775,497	-	1,775,497	-184,426	-184,426	-10.4	-10.4
	借入金償還額	-79,875	-79,875	-	-79,875	0	0	0.0	0.0
	借入金等利子充当分	-659,100	-638,200	-	-638,200	-20,900	-20,900	3.3	3.3
	剰余金の活用	440,000	440,000	-	440,000	0	0	0.0	0.0
	前年度からの繰越分	1,034,667	-	-	-	1,034,667	1,034,667	皆増	皆増
	翌年度への繰越分	-	-	-1,034,667	-1,034,667	-	1,034,667	-	皆増
	計	16,897,865	16,886,133	133,976	17,020,109	11,732	-122,244	0.1	-0.7
地 方 交 付 税	合 計	16,897,865	16,886,133	133,976	17,020,109	11,732	-122,244	0.1	-0.7
	内 普通交付税	15,883,816	15,872,907	63,857	15,936,765	10,909	-52,949	0.1	-0.3
	内 特別交付税	1,014,048	1,013,225	70,119	1,083,344	823	-69,295	0.1	-6.4

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

税源移譲に結びつく改革

(単位:億円)

省庁名	項 目 名	17年度 改 革 額	<参考> 17年度及び 18年度改革額
総務省	地方選挙電磁的記録式投票補助金	1	1
	地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金	13	21
	情報通信システム整備促進費補助金	0	3
	消防防災設備整備費補助金 (緊急消防援助隊関係設備分を除く)	23	61
文部科学省	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 (うち準要保護児童生徒に対する援助分)	134	134
	高等学校等奨学事業費補助金	42	42
	学校教育設備整備費等補助金 (うち特殊教育設備整備、定時制高等学校等設備整備、公立高等学校産業教育設備整備分)	11	11
	高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金	3	3
	教員研修事業費等補助金 (うち都道府県教員研修奨励事業、初任者研修、10年経験者研修分)	10	10
	地方スポーツ振興費補助金 (うちスポーツ指導者養成活用システム整備事業、青少年長期自然体験活動推進事業、スポーツエキスパート活用事業分)	8	8
厚生労働省	医療関係者養成確保対策費等補助金 (うち看護師等修学資金貸与費)	10	10
	麻薬取締員費等交付金	5	5
	医療施設運営費等補助金 (うち病院群輪番制病院運営事業)	35	35
	疾病予防対策事業費等補助金 (うち献血制度推進事業費)	2	2
	保健衛生施設等設備整備費補助金 (うち保健所、市町村保健センター分)	5	5
	在宅福祉事業費補助金 (うち介護予防・地域支え合い事業(緊急通報体制等整備事業等)、生活支援ハウス等)	125	125

(単位:億円)

省庁名	項目名	17年度 改革額	<参考> 17年度及び 18年度改革額
厚生労働省	児童保護費等補助金 (うち産休代替保育士費、延長保育促進事業(うち公立に係る基本分))	96	96
	児童福祉事業対策費等補助金 (うち保育士養成所費)	1	1
	母子保健衛生費負担金 (うち1歳6か月児健康診査費負担金、3歳児健康診査費負担金)	14	14
	麻薬等対策推進費補助金	1	1
	養護老人ホーム等保護費負担金	567	567
	国民健康保険特別対策費補助金 (うち特別対策事業等の指導・充実対策事業)	11	11
	国民健康保険広域化等支援事業費等補助金 (うち助言・指導監督充実強化事業等)	6	6
	国民健康保険国庫負担	5,449	6,851
農林水産省	農業委員会交付金 (うち職員設置費)	0	23
	協同農業普及事業交付金 (うち職員設置費)	0	146
	農業信用保証制度円滑化対策費補助金	3	3
	農業近代化資金利子補給等補助金	32	32
	森林資源管理費補助金 (うち保安林管理事業費)	2	2
	森林資源地方公共団体管理費補助金 (うち森林計画調査費、計画策定事業費等)	4	4
	林業普及指導事業交付金 (うち職員設置費)	0	21
	漁業近代化資金利子補給等補助金 (うち漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業経営再建資金、漁業経営高度化促進支援資金、水産加工経営改善促進資金)	12	12
水産業改良普及事業交付金 (うち職員設置費)	0	4	
経済産業省	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	18	28
	産業再配置促進環境整備費補助金	0.49	0.49

(単位:億円)

省庁名	項目名	17年度 改革額	<参考> 17年度及び 18年度改革額
経済産業省	輸入関連事業者集積促進事業費補助金	1	1
	工業団地造成利子補給金	0.03	0.03
	小規模企業等活性化補助金 (うち小規模事業経営支援事業費補助金、中小企業経営資源 強化対策費補助金)	0	96
国土交通省	公営住宅家賃対策等補助 (うち公営住宅家賃収入補助)	320	641
環境省	環境監視調査等補助金 (うち水質汚濁等公害対策費)	26	26
	鳥獣等保護事業費補助金	1	1
合 計		6,989	9,062

【暫定措置分】

省庁名	項目名	17年度 改革額	<参考> 17年度及び 18年度改革額
文部科学省	義務教育費国庫負担金	4,250 (暫定)	8,500 (暫定)

平成17年度の税源移譲に結びつく改革額 (暫定措置分を含む)	+	11,239	17,562
-----------------------------------	---	--------	--------

<参考>

平成17年度の改革に対応する移譲額 (暫定措置分を含む)	11,160
---------------------------------	--------

平成16年度の改革分を含めた平成17年度 移譲額合計(暫定措置分を含む)	17,451
---	--------

端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値とは一致しない。

交付金化の改革

(単位:億円)

省庁名	項目名	17年度 改革額	備考
厚生労働省	次世代育成支援対策施設整備費交付金	167	
	地域介護・福祉空間整備等交付金	866	
農林水産省	むらづくり交付金	100	
	漁村再生交付金	30	
国土交通省	まちづくり交付金	600	H17予算額 1,930
	地域住宅交付金	580	
環境省	循環型社会形成推進交付金	263	
	自然環境整備交付金	14	
小 計		2,620	

「まちづくり交付金」の17年度改革額は、16年度(創設時)予算額1,330億円からの増額分600億円を計上。

(各省連携)

省庁名	項目名	17年度 改革額	備考
農水省・国交省・環境省	汚水処理施設整備交付金	490	
農水省・国交省	道整備交付金	270	
	港整備交付金	50	
小 計		810	

合 計		3,430	
-----	--	-------	--